

20 人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について

(平成19年4月1日制定)

本研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の指導体制及び提出方法等は下記のとおりとする。

記

1 修士論文等の提出資格

修士論文等を提出しようとする者は、題目届までに授業科目を16単位以上を修得していること。

2 修士論文等の指導及び題目届

(1) 指導は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）の複数指導体制とする。

(2) 修士論文等を提出する者は、1年次の6月末までに「研究計画の概要」を指導教員に提出するものとする。また、2年次以降（人間発達専攻1年履修コースは、1年次）に題目届を提出するに当たっては「研究の進行状況」を指導教員に報告のうえ、論文等の題目について承認を得るものとする。

3 修士論文等の提出期限

修士論文の提出期限は、1月17日とし、3か月前（10月17日）までに、指導教員の承認を得て所定の様式で論文題目を提出するものとする。次年度の9月修了予定者は、提出期限（7月17日）の3か月前（4月17日）までに、上記の手続きで論文の題目を提出するものとする。

ただし、人間発達専攻1年履修コースの特定の課題についての研究の成果の提出期限は、2月15日及び8月15日とし、その題目の提出期限は11月15日及び、5月15日とする。

なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

4 修士論文等の審査

修士論文等の審査は、指導教員を含め、教授1人を含む3人の審査委員により行い、審査結果を教授会に報告するものとする。

5 特例修了者に係る修士論文の提出資格判定

優れた業績をあげ、1年又は1年6か月の在学で修士論文を提出する者については、指導教員の承認を得て、判定に必要な修士論文等を所定の期日（※）までに研究科長へ提出するものとする。

上記の提出があった場合、研究科長は判定委員会を構成するものとし、判定委員会は、提出された修士論文等に基づき、提出資格の有無を判定する。

判定委員会の構成は、当該講座1名、所属専攻1名、指導教員1名、他専攻2名の計5名とする。

※所定の期日…修学期間が1年の場合（3月修了者）は、10月17日とし、1年6か月の場合（9月修了者）は、5月15日とする。なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

6 修士論文等の公開

(1) 学生の所属する専攻又は講座で修士論文等の発表会を開催するなど、研究成果を公開し、その水準の維持向上を図るものとする。

(2) 研究科は、毎年度、修士論文等個々の概要をまとめた冊子を作り、各専攻又は講座及び図書室に備えて、閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。